

大友氏の没落について

小 田 正 衛

建久年間、大友能直が豊後国守護として入国して以来大友義統の時代に至る大友氏の研究は、西国における封建制成立の諸段階を内包し、地方史研究のみならず日本史研究上深い意義を持つてゐるが、又それだけに極めて複雑かつ困難である。しかし、今此を大きく守護期の大友氏（大友氏の入国）・守護大名期の大友氏（鎌倉末期）・戦国大名期の大友氏（二階崩乱）・没落期の（耳川戦）大友氏（以後）の四段階に分けて考へてみる事が出来ると思う。此でも解る様に大友氏の歴史は能直以来長期間にわたる平面的発展の後、義鑑・義鎮・義統三代に到つて急激に上昇し、かつ、急速に衰微してゆくのである。私がここで述べようとする時代は、第四の段階についてであるが、その前に、便宜上大友氏のアウト・ラインについて今少し述べておきたいと思う。

註 ① 最近勝田すみ子氏は「室町時代における東国の守護」で、伝統的諸豪族が古代的或は惣領制的農民支配の上に根強く勢力をはつた西国では、東国同様守護領国制の時期を経ずに戦国大名の段階へ直入したとも述べられている（「歴史教育」三ノ九）

一

既に室町前期において、土地給与・検断・徴税・寺社管理等の諸権限を握り、旧来の守護大名から質的量的飛躍をとげた戦国期の大友氏は、家臣団や農民の統制により強い関心を示して来るが、同氏の基礎的権力組織が御紋衆・国衆・新参衆と呼ばれる一族並びに封建的従者（被官）にあつた事には依然変りはなかつた。此等の被官は大友氏並びに其の一族と一定の封建関係を持ち、大友氏ヒエラルキーの枠内に組み入れられた一分子である点、寄撰（与力）と性質を異にする。彼等は尚在地性を完全に脱却しえず、未だ農業経営の一端に容喙していた。^②大友氏は、こうした各地の一族並びに被官の郷村における主導的地

位を安堵保証する事によつて、其の專制的権力を樹立しえたが、かかる大友氏を頂点とするピラミット型の権力組織は同時に大友氏の権力を推進する軍事的組織でもあつた。

こうした大友氏の上部組織としては、最高行政機関である年寄衆(老中・加判衆)、其の下にあつて各分野にわたる諸政を司る奉行・掾物衆、更には此等の補佐機関としての目付・耳聞等の存在が知られている。^③

尚、大友氏が他の分国大名同様に壁書・家憲と云つたものを持つていたであらう事は、天正十二年の大友宗麟の覚書、^④更に弘治四年から永祿四年に至る迄の文書に、「御憲法之事」・「法式之儀」・「御政法云御憲法之御下知」^⑦と云つた一連の用語が見られる事から察知しうるが、果して天文廿一年の「大友家政道条々」^⑧が此であるか否かは、にわかに断じ難い。兎角、かかる上部組織の完備は、大友氏の戦国大名への上昇と権力の充実とを十分に知らせるものであるが、其の権力基盤の維持強化のためには、結局封建的従者への強力な保証力を持続せねばならず、其の鍵こそ強力な軍事力を支える経済的富力並びに優秀な武器を持ちうるか否かに懸つていた。此点、大友氏の海外貿易・耶蘇教との関係は重要な意義を持つてゐる。

天文二十年のポルトガル船日出湾寄港より始まる大友氏のポルトガル貿易の本質、並びに耶蘇教布教の関係が何であつたかは、其の間インド総督宛に発した大友氏の書翰に、

吾若し領国を防禦し此を繁栄ならしむるを得ば領内のデウス会堂(バードレ)及びキリシタン等並に当地のポルトガル人も亦然るべし。^⑨

とある事に照しても明らかである。当時尚宇佐・杵原・万寿寺等の伝統的寺社権力が「悪魔」の教団として猶隠然たる勢力を保持していたものの、かかる物的経済的利益の獲得を目的とする大友氏の援助と戦乱の不安は、耶蘇教蔓延を扶け、弘治元年には早くも信徒千五百人を数えるに至つた。^⑩

かくて大友氏の居城府内は、勢い城下町と港町を兼ねた耶蘇教布教の根拠地として、「自三府内一至高崎一士宅商家不レ余一尺地」^⑪立並び、「都鄙遠国の商人競い来りて、人馬常に駢閔として道を避くるに地なく、港には入船出船船艫をきしつて舟子の

川声雑沓として嘩し、富栄の謳歌巷に満つ¹²⁾が如き隆盛を呈し、人口約八千人を超える一大中世都市を形成した。¹³⁾

註

- ① 大友文書。永正十二・十二・廿三の大友義長覚書（「大日本史料」九ノ五）
- ② 入江文書。天正五・卯・十二の萱嶋宏栄契約状、恵良文書。永禄二年の恵良鎮秀護状
- ③ 天文十九・二・十二の大友義鑑覚書（「大友史料一」）
- ④ 天正十二・卯・三の大友宗麟覚書（県立臼杵図書館蔵「大友文書写」収録文書）
- ⑤ 弘治四・十二・一の大友氏老中連署状案文（「続大友史料一」）
- ⑥ 吉弘文書。年末詳十二・十六の宗麟書状（同前）（永禄七—元龜三年の花押か）
- ⑦ 永禄四・九・廿九の吉岡長増外七名連署状（同前）
- ⑧ 「豊府聞書」に伝えらるゝと云う（佐藤義詮氏「大友時代」大分市史収録）。然し其の他の史料に見当らず。前掲「大友文書写」にあり、十九ヶ条、「天文廿一壬子年三月朔日」につくる。
- ⑨ 永禄十三・八・廿三のニセア司教宛宗麟書翰（前掲佐藤氏論文引用史料）
- ⑩ 村上直次郎訳「耶蘇会の日本年報一、」二八—九頁。
- ⑪ 軍記略。
- ⑫ 豊薩軍記（「改訂史籍集覽」七）、尚此の他大友家文書録は当時の模様を「頃年干才懈、政務嚴密、分圉武士候ニ臼杵府内ニ延臣武臣及友芸商工望レ風来於レ此依頼遇居者許多、明蜜商舶亦屢々到此豊後ニ故臼杵府内富贍逐日新盛也」と述べている。
- ⑬ 村上氏訳前掲著四六頁。

二

こうした大友氏隆盛の内に、大友義統は父宗麟の譲を受けて豊・筑・肥の六ヶ国並びに日向・伊予の一部を領したが、其の^①

後天正六年の耳川戦を境として急速に失墜してゆく。從來、耳川戦における大友氏の敗因は、権力の増加に伴う力の過信・各國連合の衆兵・地理的・宗教的原因等に求められているが、当時の分国内部の実状や戦法を考える時、大友氏は各地に在住する全家臣団を戦斗のため長期間連統的に動員する事が出来ず、従つて、其の進攻作戦の行動半径には一定の限界があつた。その上、此等軍団の莫大な経費を分国内の土地余剰生産から捻出するには余りに後進的であり、土地把握形態も不完全であつた上、敵地での武器・兵糧の調辨輸送が極めて困難であつた事が考えられる。^③

このため、大友氏は軍事力の大半と多くの分国を失つたのみならず、其の権力組織に受けた打撃は致命的なものであつた。

則ち、大友氏権力の動搖に伴う大友一族並びに旗下諸大名の離叛、分国内寺社勢力の反抗等がそれである。此に対し大友氏は先ず諸將を催して龍造寺・秋月・島津氏等を押える一方、彼等に与した寺社勢力を撃つ等東奔西走これ努めたが、天正八年田原親貫一類が秋月氏に應じて立つや、義統自ら五郡^⑥（政浜、日田、大分、大野、直入）の兵を率いて鞍懸城に此を破り、弟親家を入郷させて田原氏を襲わせ、次いで田北紹鉄を熊牟礼城に討つて後顧を絶つや直ちに、

条々 天八・二一
・十三

一、今度親貫同意之惡党後人之覺堅成敗之事

一、每事義統下知之外不可^レ然之事^{付、於三所々一定^レ城等不^レ可^ニ申付^一事}

一、直恩之衆寄揆之契約停止之事

一、節々無^ニ御腹藏^一預^ニ入魂^一別而可^ニ申談^一之事

已上 (前中後二ヶ条省略) ⑦

を發して大友氏権力の確保を計ると共に、一族田原親賢^⑧（^{田原親家}）を豊前妙見城に遣して親家の後見たらしめ、

一、林新九郎進退之事付不退在庄之事

一、所々郡職并与力之事付号ニ被官ニ未断之捨不_レ可_レ然事

一、新九郎向後每事義統下知之外、或好或号ニ鼯負一雅意之儀不_レ可_レ有之事

已上 (中間一ヶ条省略)

(8)

を「以ニ神載ニ可_レ承事」を命じている。

かかる大友氏の動きの中に、瓦解せる封建関係の收拾を計ろうとする同氏の姿を見出しうるのであつて、かかる自己権力の再編成を目指す大友氏は分国内の各郡に反別宛納物を「不_レ謂_三寺社免許_二」催促し、検使を遣して「就中諸百姓之内、自然号ニ人被官ニ雅意之輩等於有_レ之者、堅可_レ加_三制止_二」或は「号ニ与力ニ不動之者於_レ有者、以_三交名ニ注進_二」すべき旨を「命じて此等の跡を没收する一方、各家臣に人質や諸公役並びに点馬・諸公事等の馳走を求め」「□地下人等雖_レ企_三内訴_二会而不_レ可_レ有_三許容_二」事を命じている。

更に、分国内の寺院・神社に対しては、天正七年彦山座主舜有の秋月与党の罪を責めて質人を求め、国東・安岐両郷の宗徒並びに悪党(山原親貫の余党)を実際寺に攻め、再び天正九年には万寿寺・彦山の衆徒を攻めて此を焼き、宇佐宮社家の反抗を撃つ等強固な態度を見せている。此の他、かかる寺社領の没收・焼討が頻繁に行われた事は富貴寺文書や六郷山屋山寺学頭豪意の訴状に照しても明かであるが、単に此を大友氏の耶蘇教信憑の結果に求める事は、天正九年から十一年にかけて大友氏が、「老中、国の執政者、重だつた武士及び宮中に仕える」者の耶蘇教への帰依を禁じ、其の他の人々が例え耶蘇教徒になろうと、毎年神社の祭祀を行う様命じている事実からして不可能である。此の点、天正十年の耶蘇会日本年報に、「豊後においては何事も前と大いに異り、僧院は滅び其の收入は兵士に与えられ、坊主等は滅びんとするを見て或は兵士となり、或は他国へ走らんとしている」と述べられている事は注目すべきである。事実、耳川の敗戦以降打ち続く戦乱のために、大友氏とその家臣団が極度の経済的困窮に迫られていた事は、国内困窮のため大友氏が筑後の経略を龍造寺氏の侵略にまかせた事や、木付紀伊入道宛書状に、「定而親類家来之者可_レ有_三困窮_二候、渾分可_三申進_二」とある事からも考えられるが、此事は天正年間を境とする大友

氏の土地給与形態が、「諸事難^{②③}成之由尤候、先以直入郷内居屋敷世二貫文之事、萬難諸点役令ニ免除ニ候、殊可^{②④}為ニ檢断不入ニ候」とか、「為ニ其賞ニ紋杏葉進候」、「准ニ一門」杏葉之事令ニ免許ニ候」と云つた異常な形態を以つて現われる事からも知られる。権力組織の再編成を目指す大友氏が既得の諸権限を自ら放棄せずには己の位置を保つ事が出来なかつた事は、確かに凋落期大友氏の悲劇であつたが、かかる観点より大友氏の寺社焼討を見る時、没落期大友氏の土地給与源の逼迫と反封建的寺社勢力の削減とに其の直接的原因を求めうらと思ふ。

此の間、西國諸大名の領土拡張をめぐる斗争は激しさを加えたが、天正十二年龍造寺氏先ず衰え、大友・島津二氏の対立は益々深まつた。かかる内外の情勢に対し大友宗麟は、義統の「為ニ相談ニ頃者節々在府」して国政を扶け、一族重臣に対して、

一、被^{②⑤}先ニ憲法ニ毎事以ニ思惟ニ被^{②⑥}加ニ下知ニ、可^{②⑦}為ニ簡要ニ事

一、一郡同郷庄公事沙汰令ニ出来ニ、以ニ閉目之上ニ關地等於^{②⑧}有^{②⑨}之者、方分並役所へ被^{②⑩}申付ニ、裁判之人被^{②⑪}任申旨堅固可^{②⑫}被^{②⑬}

レ加ニ下知ニ事

一、就調方之儀宿老被^{②⑭}申談ニ候題目、相定候事、次以直之分別被^{②⑮}申付ニ候儀、相定候事、殊当方之法儀凡無^{②⑯}其紛ニ候事

一、近習其他召仕之人於^{②⑰}領地自然公事以下出来之時動直被^{②⑱}差^{②⑲}遣檢使ニ所沙汰從^{②⑳}前々ニ稀之子細候条向後穿鑿可^㉑為^㉒專一ニ事

一、國中諸侍重縁等申談候刻為^㉓義統ニ被^㉔加^㉕詞候事自然者可^㉖依^㉗人候擬從申人雖^㉘有^㉙之輕々欺彼沙汰從^㉚前々ニ無^㉛之候事

一、就^㉜政道閉目等之儀ニ或國之衆或近習其外諸侍中号ニ召籠^㉝徒被^㉞留置ニ候事太不^㉟可^㊱然事

一、一郡並諸郷庄衆之儀連々以^㊲愛憐ニ奉公統候様有度事ニ候在陣等幾度も馳走之事候之間人数一人も無^㊳懈意ニ様可^㊴有^㊵二分別ニ事

一、近辺奉公立柄時宜仕合臆意等恣之体以外第一酒雜談簾相之体不^㊶及^㊷是非ニ候之条是又堅被^㊸申付ニ候ハてハ國家之大綱不^㊹可^㊺過^㊻レ之候事

一、義統兄弟同好申之儀為_二義統_一別而被_レ添_レ心何篇入魂不_レ及_レ申候事

一、屋敷普請等折々無_二油斷_一被_二申付_一肝要候殊石火矢弥数多被_二申付_一玉葉等堪_レ之其心懸專一候事

一、粮等之事是又自然之時不_レ被_二事闕_一様才覺專要之事

(馳脱力)

一、近習其外不斷至堪忍之輩不_レ応_二其身公役_一同衣裳等_二至迄過分之走更不_レ可_レ然候就中不_二召仕_一辛勞之人へハ先慈悲被_レ

加_二不便_一專一候当国計之儀候之間憐愍之外不_レ可_レ有_レ之事

(不脱力)

一、撰_二入躰_一以_レ技等_二能々被_二見切_一近辺へ可_レ被_二召仕_一事肝要候縱雖_レ為_二忠儀之筋目_一於_二不覺悟之輩_一者近辺へ可_二召置_一事太可_レ

然事

(28)

と云つた十四ヶ条(一ヶ条省略)の覺書を發している。こうした大友氏のヒエラルキー維持の努力にもかかわらず、家臣団に對する強力な保証力の減退は、常により強力な保証力を身辺に求める被官層の離反を防ぎえず、その為には、一大中央權力への寄生的存在形態をとらざるをえなかつた。

時既に關東・畿内を統一した秀吉は、「八幡大菩薩何之道にも休庵義統事非_二可_二見放_一儀_一候間、可_二心安_一」事_二約し_一、毛利氏との和睦を勧めて九州に兵を入れ、兵糧玉葉等を送つて立花・高橋氏を救い、それ迄城を堅固に守り敵を懸留める様命じ_二た_一。然るに島津氏は、天正十四年十月大友被官の離反に乗じて豊後に乱入し、南郡_二直入_一・大分・府内・速見を略して大友氏を豊前妙見城へ追つたが、秀吉の出兵を知るや兵を日向に收め、秋月・彦山等の豊・筑・肥四ヶ国を征した秀吉が肥後・筑後に向うに及んで此に降り、ここに秀吉の九州統一は完了する。

かくて秀吉は朱印狀を發して豊後・日向の各一国を休庵(宗麟)・義統に与え、「豊後国にて去年以来表裏を仕候者城之儀、を受取可_レ致_二破却_一、其中にも城を置候はで不叶城は、大友左兵衛身に成候者に相持_二せた上_一、志賀・佐伯氏の忠勤の賞として各々日向に一城を与える傍ら、伊東氏に一城一郡を遣して大友氏の与力とした」(但し日向国は辞退した)

この結果、大友氏は秀吉麾下の一大名として豊後・日向の二国を封ぜられたが、翌十六年義統は秀吉に謁するため上京して

侍從に任ぜられ、長曾我部元種等と「閔白殿被_レ仰出_二之趣、於_二向篇聊不_レ可_レ申_三違背_一事_」⁽³⁵⁾を誓い、その諱を受けて吉統と改名した。ここに大友氏は豊臣氏直屬の一大名として完全に変質するが、尚此の趨勢は、其の後、大友氏が「御檢地無_三殘所_一被_二仰付_一候事_」⁽³⁶⁾・「御国衆何も在城被_レ申、御番以下御堅固_二可_レ被_二仰付_一候、女子衆悉召寄可_レ被_レ置_」⁽³⁷⁾事を命ぜられ、更には、天正十九年八月豊後国檢地目録を秀吉に提出するに及んで決定的なものとなるのである。

以上、私は大友後期、特にその没落過程において大友氏が如何なる態度・方針をもつて自己権力の再編成に努めたかについて述べたが、己だ幾多の誤認訂正の箇所を含み、ただ没落期大友氏の一断面をのぞいたに過ぎない。大方諸氏の御叱正と御指導を願う次第です。

(速見郡日出中学校教官)

註

- ① 大友義統の家督を受けた時期については永祿六年十二月とするもの（河野清実氏「国東半島史」六五頁・半田康夫氏「大分県郷土史年表」等）と「天正六年冬義統受宗麟嗣封直居上原館」（「大友史料」二二二頁）とがあり不明、「大友家文書録」義統代。
- ② 九州記、豊薩軍記、佐藤氏前掲論文等参照。
- ③ 「大友史料」二 收録一四三・一五九・三六六・三七七号各文書、及び菊池武雄氏「戦国大名の権力構造」（「歴史学研究」一六六号）。
- ④ 大友家文書録（「大友史料」二一一五頁）。
- ⑤ 入江系図。
- ⑥ 天正八・四・（廿三？）大友義統感状（「大友史料」二一一一号文書）。
- ⑦ 天正八・二・十三の起請文（前掲「大友文書写」收録文書）。
- ⑧ 年月日未詳田原親賢覚書（全前）。
- ⑨ 田北学氏「続大友史料一、」一九八号文書。
- ⑩ 荒巻文書。
- ⑪ 津崎文書天正一五・二・二四の義統書状。萱嶋文書天正十五・月日未詳義統書状等。
- ⑫ 天正十・正・廿二の義統覚書（「大友史料」二二〇九文書）。
- ⑬ 大友家文書録（「大友史料」二二二頁）。

- ⑭ 萱嶋文書 天正八・三・廿五の田原親家書狀河野氏前掲書。
- ⑮ 大友家文書錄 (大友史料二二三五一四七頁)。村上直次郎訳「耶蘇会の日本年報一、」一八八―二四二頁。
- ⑯ 天正十一・十二・三の義統感狀 (大友史料二二三六三號文書)。
- ⑰ 寛延四・三・日の富貴寺由緒書上帳 (大分県史料10)。
- ⑱ 屋山寺文書。 (統大友史料一三四一號文書)。
- ⑲ 一五八四 (天正十二) 年の日本年報 (村上氏前掲書一六七頁以下)。
- ⑳ 一五八一 (天正九) 年九月十五日付フランシスコ・カブラル書翰 (全三五九―三九一頁)。
- ㉑ 大友家文書錄 (大友史料二二三〇頁)。
- ㉒ 木付文書、年未詳十一・十の義統書狀 (豊陽志下「山香郷土史」所收あり)。
- ㉓ 天正七・正・廿八の義統感狀兼万難諸点役免除檢断不入特權附与狀 (大友史料二四六號文書)。
- ㉔ 天正十一・七・五の義統忠賞狀兼家紋授与狀。
- ㉕ 天正十二・十一・廿一の義統杏葉免許狀。
- ㉖ 大友家文書錄 (大友史料二一九三頁)。
- ㉗ 天正十四・六・廿八、天正十四・七・一九の宗滴 (宗麟) 書狀。
- ㉘ 天正十二・卯・三の宗麟寛書 (前掲「大友文書写」所收文書)。
- ㉙ 天正十三・十二・七の豊臣秀吉書狀 (大友史料二二三五二文書)。
- ㉚ 天正十四・二・日豊臣秀吉豊安和睦勸告狀。
- ㉛ 天正十四・七・十二の秀吉朱印狀并同八月三日の書狀。天正十四・八・十四の秀吉書狀。天正十四・八・廿五の秀吉朱印狀。
- ㉜ 大友家文書錄 (大友史料二二七―二八三頁)。天正十四・九・九并同年同月十日の秀吉書狀。
- ㉝ 天正十五・四・三の秀吉書狀。島津家文書。
- ㉞ 天正十五・五・十三の豊臣秀吉朱印狀。
- ㉟ 天正十六・三・廿の浦上長門入道冊書狀。大友家文書錄並びに天正十六・三・七の口宣案。
- ㊱ 天正十六・四・一五の土佐侍従長曾我部元種等諸將廿三名連署起請文。
- ㊲ 大友家文書錄 (大友史料二二三一頁)。
- ㊳ 天正十七・十・七の堀三、疋田右近連署狀。